

昭島市公共工事に係る中間前金払の実施基準

(通則)

第1条 昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号。以下「規則」という。）第47条の2第1項により行う中間前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この実施基準の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 規則第47条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項の規定において定める公共工事（以下「工事」という。）のうち、規則第47条第1項の規定により前金払を行ったものとする。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

(中間前金払の率)

第3条 規則第47条の2第1項に規定する中間前金払の率は、契約金額の2割とする。ただし、1億5,000万円を限度とする。

(中間前金払の制限)

第4条 市長は、第2条により中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第48条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとする。

2 前項に定める場合のほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前金払の端数整理)

第5条 市長は、中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて支払うものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第6条 市長は、中間前金払の対象とされる工事、中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前金払に関する特約条項)

第7条 市長は、中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

(1) 定められた金額を限度として中間前払金を支払うこと。

- (2) 中間前払金の支払の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前金払に係る認定の申請)

第8条 中間前払金は、次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、認定請求書（第1号様式）による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。
 - 3 前項の調査は、工事主管課長が行うものとし、工事主管課長は、その結果が妥当と認められるときは、認定調書（第2号様式）を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金に係る支払の請求)

第9条 中間前払金の支払の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市長に提出させた上で行わせるものとする。

- 2 前項にかかわらず、工事主管課長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 市長は、中間前払金の支払の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第10条 規則第47条の2第2項の規定により前払金を追加払いし、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条の中間前金払の率を適用して算出した中間前払金の額と既に支払済みの中間前払金の額との差額とする。

- 2 前項の追加払をする場合の中間前払金の合計金額は、1億5,000万円を

超えることができないものとする。

- 3 規則第47条の2第2項の規定により中間前払金を追加で支払うときは、当該契約変更の日以後、次条の規定による保証契約の変更後の保証証書を市に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 規則第47条の2第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事主管課長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収するものとする。
- 5 規則第47条の2第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他工事主管課長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加で支払わず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規則第47条の2第2項の規定により中間前払金を追加で支払おうとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

- 2 契約の相手方は、既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 規則第47条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

(中間前払金の使途制限)

第12条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第13条 規則第47条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第47条の2第2項において準用される規則第47条第4項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を利息として徴収するものとする。

3 規則第47条の2第2項において準用される規則第47条第4項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、工事主管課長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上に渡る工事の中間前金払)

第14条 2年度以上に渡る工事であっても、契約金額の2割に相当する額の中間前払金を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う工事であるため、第4条第2項により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、工事主管課長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

認定請求書

平成 年 月 日

（宛先）昭島市長

住所
受注者 名称
代表者 印

下記の工事について、中間前払金の支払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

契約番号			
契約件名			
履行場所			
契約金額		前払金額	
契約年月日		履行期限	
摘要			

第2号様式（第8条関係）

認定調書

契約番号			
契約件名			
履行場所			
契約の相手方			
契約金額		前払金額	
契約年月日		履行期限	
摘要			

上記の工事についてその進行状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。

年 月 日

昭島市
代表者 昭島市長